

鈴鹿市スポーツ協会ジュニア強化費交付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「輝け未来のアスリート（ジュニア強化事業）」として、全国大会又は国際大会に出場する選手又は団体に強化費を交付することにより、大会での活躍を支援するとともに、ジュニア（中学生・高校生）の競技力の向上に寄与することを目的とする。

(交付対象)

第2条 交付対象者は、鈴鹿市に住所を有するもので、特定非営利活動法人鈴鹿市スポーツ協会（以下「本会」という。）に加盟する個人、又は競技団体等に所属する選手及び団体であって、次に掲げるものとする。

- (1) 予選を勝ち抜き又は標準記録を突破し、あるいは加盟する競技団体等からの推薦で、全国大会・国際大会に出場するジュニア（中学生・高校生）の選手及び団体とし、大会が中止となった場合及び個々の選手の事情により参加できなかった場合も認める。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本会会長が特に必要と認めるもの
- (3) 本交付金は、選手ごとに毎年1回に限り交付対象とする。ただし、国際大会についてはこの限りではない。
- (4) 強化費の使途は、交通費・宿泊代・食費・指導料・物品・施設使用料などとする。

2 交付対象大会は、次に掲げるものとする。

- (1) 文部科学省、日本スポーツ協会、日本スポーツ協会に加盟する競技団体、日本オリンピック委員会、日本中学校体育連盟又はこれらの団体が関与する国際競技団体が主催又は共催する全国大会及び国際大会。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本会会長が特に必要と認める大会

(強化費の額)

第3条 強化費の額は、別表1のとおりとする。

2 本会会長は、予算の範囲内において、前項の強化費を交付する。

(交付申請)

第4条 競技団体等の代表者は、第2条の規定に該当するものがあり、強化費の交付を受けようとする場合には、ジュニア強化費交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付して、本会会長に提出しなければならない。

ただし、国民体育大会出場者については、本会事務局が対応する。

- (1) 予選大会の実施要綱及び選手登録名簿、大会結果
- (2) 全国大会及び国際大会の実施要綱、選手登録名簿
- (3) 競技団体の推薦状（競技団体からの推薦によるもの）
- (4) その他本会会長が必要と認めるもの

- (5) 別途、激励金交付事業と同時に申請する場合は、1～3号の書類を省略することができる。

(強化費の交付)

第5条 強化費の交付については、前条の交付申請を受けて本会会長が決定し、交付する。

(報告)

第6条 競技団体等の代表者は、強化費の交付を受けたものが出場した大会（国民体育大会を除く）の終了後速やかに、ジュニア強化費事業報告書（第2号様式）に次の書類を添付して、本会会長に提出しなければならない。

- (1) 大会結果
- (2) 選手登録の変更があった場合は、変更登録後の選手登録名簿
- (3) 別途、激励金交付事業と同時に申請する場合は、1～2号の書類を省略することができる。

(事業期間)

第7条 事業の実施期間は、令和2年度から令和3年度とする。

別表1（第3条関係）

区 分		全国大会	国際大会	国民体育大会
個 人		10,000 円	10,000 円	一人当たり 10,000 円
団体		一人当たり 10,000 円	一人当たり 10,000 円	

団体の人数は、第2条第1項に規定する交付対象者で、出場する大会に登録された選手数による。

附 則

この要綱は、令和2年5月11日から施行する。